証券税制Q&A 教えて！小谷野先生 所得税編

小谷野幹雄（こやの・みきお）
公認会計士・税理士・証券アナリスト・ＭＢＡ
早稲田大学在学中に公認会計士２次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でＭＢＡ取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてＩＳＯ9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
http://www.koyano－cpa.gr.jp/

Q 私は、平成20年中に、勤務している上場会社からストックオプションを付与されました。まだ、権利行使はしていませんが、平成20年度の確定申告等は必要でしょうか。なお、私は大口株主等ではなく、税制適格ストックオプションと聞いています。

A ストックオプションは、税法上、株式を売却した時点でキャピタルゲイン課税がなされ、それまでは課税の繰り延べが認められる税制適格ストックオプションと、株式を取得した時点で新株の発行価額と株式の価額との差額を給与所得等として課税される税制非適格ストックオプションに区分されます。

税制適格ストックオプションとは次に掲げる要件を充たすストックオプションであり、権利行使時には給与所得等の課税が繰り延べられ、権利行使により取得した株式を売却した際にキャピタルゲインとして課税されます。また、売却時の課税は、株式の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。（左表）

一方、税制適格ストックオプションでない場合、すなわち税制非適格ストックオプションの場合には、権利行使時（株式を取得した時）に、権利行使日における株式の価額と新株の発行価額（ストックオプションの発行価額と権利行使価額の合計額）との差額が、所得として課税されます。この行使時の所得は下表のようになります。

その後、実際に売却した時には株式の売却価額と権利行使によって取得した株式の取得価額との差額に課税されます。また、この時の取得価額は、権利行使日における株式の価額です。

ご質問のケースですと、税制適格ストックオプションであり、原則として、株式の売却時に確定申告が必要となります。したがって、平成20年の確定申告は不要です。上場株式の場合、平成21年自民党税制改正大綱によると、平成23年12月31日までであれば上場株式等の軽減税率の特例が利用できるので、10%（所得税7%、住民税3%）の税率で済みます。平成24年以降は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる予定です。

また、その年にほかに株式等の譲渡損があれば、ストックオプションの権利行使により得た譲渡益と損益通算することができ、譲渡損の方が大きければ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例（3年間）も利用できます。さらに、平成21年以降は、申告分離課税を選択した配当所得とも損益通算でき、平成22年以降は、配当金などを特定口座の「源泉徴収あり口座」で受け入れれば、特定口座内での損益通算が可能となる予定です。

税制適格ストックオプションの要件

項　目	内　容
対象者	会社またはその子会社の取締役、執行役または使用人である個人であること（監査役は含まれないことに留意）　※上場株式等は発行済み株式総数の10分の１超（それ以外の会社の株式等は３分の１超）を保有する大口株主や、その親族等の特別関係者を除く
権利行使期間	付与決議の日後２年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間であること
年間権利行使価額	年間の権利行使価額総額が1200万円を超えないこと
１株当たり権利行使価額	契約締結時の株式の１株当たりの時価以上であること
譲　渡	譲渡禁止とされていること
権利行使にかかる株式の交付	権利行使にかかる株式の交付（新株の発行または株式の移転もしくは譲渡）が、会社法等の規定に反しないで行われるものであること
金融商品取引業者等による保管委託	権利行使により取得される株式が、会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結される管理等信託に関する取り決めにより、取得後直ちに会社を通じて金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、または金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託もしくは管理等信託がされること

付与対象者	個人の所得区分
役員・従業員の在職中の行使	給与所得
雇用契約に類する関係に起因して付与された関係会社等の役員・従業員	給与所得
退職を起因として付与された役員・従業員	退職所得
外部コンサルタントで、報酬等について源泉徴収の必要のある個人	事業所得または雑所得
会社とは関係のない人	雑所得